

議 事 録

平成26年第4回定例会

[初 日]

平成26年12月4日（木）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 ただ今より最初の町民憲章を朗読いたしますので、ご起立をお願いいたします。 それでは、私のほうが最初読み上げますので、続いて朗読をお願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成26年第4回筑前町議会定例会を開会します。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、 13番 河内直子議員及び14番 金子保次議員を、指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日12月4日から15日までの12日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から12月15日までの12日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成26年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、突然ともいえる衆議院議員総選挙が12月14日に執行決定されました。国政はかくも激変するのかと、師走の慌ただしさと相まって思うところでもございます。 争点の1つに、消費税引き上げがあります。国民の増税に対する思いは理解するものの、本町においても福祉予算の増大による一般会計圧迫は大きなものがあります。町といたしましては、経済対策は望みながら、消費税は、国保事業をはじめ福祉予算の財源として大いに期待するものです。 併せて合併に伴う地方交付税の見直しや人口減による交付税削減は予断を許しません。また、法案が成立した地方創生については、地方の知恵と行動力と国の支援が試されるところです。今、筑前町が取り組んでいる食、平和、教育も地方創生のキー

	ワードになり得ると思われます。今後の政策を注視してまいります。 それでは、本日提案します議案等１２件の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 報告第５号 筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告につきましては、福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本町の区域にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成しましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により議会に報告するものです。 承認第１４号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、多目的運動公園造成工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第１５号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成２６年１２月１４日執行の第４７回衆議院議員総選挙及び第２３回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、筑前町一般会計を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 議案第４４号 訴えの定期につきましては、筑前町住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債権回収を図るため貸付金返還請求の訴えを提起する必要があるため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第４５号 筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の税率を改定し、国民健康保険事業特別会計の安定した運営を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４６号 筑前町図書館条例及び筑前町めくばー条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町図書館の名称、休館日及び開館時間の変更に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４７号 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第５号）につきましては、補正額計１５４，６２０千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１２，１０８，４７０千円とするものです。 主な補正内容としましては、 ・各種基金利子が増えたことによる基金利子積立金の増額 １０３，５５４千円 ・平成２５年度の事業費の確定に伴い、国や県へ障害者自立支援給付費等の返還を行うための増額 ４８，１４０千円 などを追加するものです。 議案第４８号 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正額４６，７５３千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，７０６，３５６千円とするものです。 議案第４９号 平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額２，４８０千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１１，８０９千円とするものです。 議案第５０号 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正額４４４千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１６９，６４２千円とするものです。 議案第５１号 平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、補正額９５６千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１，２１３，００２千円とするものです。
--	---

	議案第５２号 平成２６年度筑前町水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、資本的収入を５００千円増額し、補正後の資本的収入総額を３５８，７７３千円とするものです。 以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつと議案等の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４	
議 長	日程第４ 報告第５号「筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」を、議題とします。 報告を求めます。 健康課長
健康課長	おはようございます。 議案書の２ページをお願いいたします。 報告第５号「筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」 新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第６項の規定により、別冊のとおり報告する。 本日付け、町長名でございます。 報告第５号別冊とＡ４サイズで作成をいたしておりますけど、報告第５号説明資料をお願いいたします。 本計画につきましては、計画書の１ページに記載をしておりますけど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条に定められています市町村行動計画の規定により作成を行ったものであり、同条第６項の規定により行動計画を策定したことを議会に対し、その報告を行うものであります。 説明資料のほうで説明をいたします。 平成２５年４月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成２５年６月に政府行動計画が策定され、その後、平成２５年９月に福岡県行動計画が策定をされております。 現在、各市町村において計画の策定が進められておりまして、本町におきましては、有識者からの意見聴取及び県による内容確認、修正などを繰り返し行いまして、１０月末に策定を行ったところです。 この計画は、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、感染拡大を抑制し、町民の生命及び健康を守り、町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的とし、様々な状況に対応できるよう発生段階に応じた対策の選択肢を示すものであります。 この計画の対象とする感染症は、一般に国民が免疫を獲得していない新型インフルエンザ等感染症及び新感染症となっております。 新型インフルエンザ感染症等となっておりますけど、これは新型インフルエンザと再興型インフルエンザの２つを示しているものであります。 再興型と申しますのは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく、一般に国民の大部分が免疫を獲得していないインフルエンザとなっております。 また、新感染症とは人から人に感染する病気であり、かかった場合の病状が重篤であり、その蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるもので、現時点で知られていない疾病であります。

	現在発生が危惧されておりますのは、昨年から中国で発生している鳥インフルエンザH7N9型であります。現時点では鳥から人への感染でありまして、人から人への感染には至っておりませんが、今後遺伝子の変異により、人から人への感染になり、新型インフルエンザとなることが危惧されているということでもあります。 本町における新型インフルエンザ発生時の被害想定でありますけど、国の行動計画予測を基に、全人口の25%が罹患すると想定し推計を行っているものです。 なお、被害想定につきましては、現時点において多くの議論があり、科学的治験がないことから、科学的治験の収集により見直しを行うこととされております。 対策効果の概念図を記載しておりますけど、波線の実線が対策をしない場合で、点線が対策をした場合のイメージであります。対策を行うことにより流行の期間を遅らせ、ピーク時の患者数を少なくするための対策をとっていくこととなります。 対策の目的を達成するために、具体的な取り組みを7項目に分け、発生段階に応じた対策を策定しています。 発生段階ごとの対策につきましては、資料の裏面に内容をまとめておりますのでご覧ください。 未発生期から小康期までの発生段階に応じた対策を、実施体制、情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、住民に対する予防接種、医療、生活及び経済の安定確保、以上の7項目で対策を策定をいたしております。 対策の中でも特に予防接種、医療、生活及び経済の確保につきましては、対策実施のための体制整備を行う必要がありますので、今後各関係機関との協議を進めていくこととしております。 資料の表面をお願いします。 資料の下の方に記載をしております。筑前町における実施体制につきましては、平成25年3月制定の筑前町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長とした対策本部を設置し、総合的な対策の推進をはかることとしています。 対策本部は、国の緊急事態宣言後に、法に基づく設置をすることとなります。 国の緊急事態宣言につきましては、新型インフルエンザの発生が認められた場合に、政府対策本部及び県対策本部が設置をされます。その後発生した新型インフルエンザが、国民の生命及び健康に重大な被害を与え、全国に急速に広まる恐れがある場合に、法に基づき国が緊急事態宣言を出すこととなっております。 筑前町では、この緊急事態宣言前に、県内発生早期に、任意の警戒対策本部を設置し、対策推進のための体制整備をはかることとしています。 また、新型インフルエンザ等の未発生期におきましては、発生期に備え、連絡調整会議の実施をしていくこととしています。 以上が、この計画の概要であります。なお、計画につきましては、国及び県の行動計画に基づき、適宜見直しを行っていくこととしております。 以上で、説明を終わらせていただきます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第5号「筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 承認第14号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園造成工事）」を、議題とします。

	説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書の３ページをお願いいたします。 承認第１４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が提案を述べさせていただきましたので、省略させていただきます。 ４ページをお願いします。 平成２６年専決第１４号、専決処分書。 平成２６年２月６日付け第１号議案をもって議決された多目的運動公園造成工事請負契約の締結に係る議決の内容の一部を別添のように専決処分する。 平成２６年１０月２３日、町長名でございます。 次のページ、５ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容変更。 １．工事名 多目的運動公園造成工事 ２．契約方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約 ３．請負契約額 変更前 １５６，６００千円 変更後 １５９，６８８，８００円 ４．工事請負人 筑前町山隈９３４番地１ 株式会社 平田組 筑前支店 参考としまして、 １．工事箇所 筑前町下高場 地内 ２．工事概要 別表のとおりでございます。 ３．工期 平成２６年２月８日から平成２６年１０月３１日まででございます。 別表の中の、５項目挙げておりますけど、労務単価上昇による請負代金の変更につきましては、少し補足させて説明させていただきます。 労務単価の上昇による請負代金の変更ですけれど、これは、工事請負契約書第２５条の賃金または物価の変動に基づく、請負代金額の変更に基づくものでございます。 平成２６年２月１日より、公共工事設計労務単価が大きく上昇し、国土交通省では特例措置を講ずることになり、県においても準用されており、福岡県企画交通課長名で、市町村においても対応を求められているところでございます。 今回の工事は、この対象工事になっていますので、工事請負契約書第２５条第６項、インフレスライド条項により、受注者から協議申請書が提出されましたので、県土整備部が作成した運用マニュアルに則しまして処理しております。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	今、課長のほうから説明をいただきましたけれども、労務単価の上昇でございます。 県のほうから対象工事ということで、その中での見直しをされたということでございますけれども、概ね何%ほど上がったものか、その辺りについての説明を求めたいと思います。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	お答えいたします。 変更額は3,000千円ほどの増額となっておりますけれど、この内労務単価による上昇につきましては、1,500千円ほどの上昇額分が見込まれている状況でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	同じく労務単価について、説明をお願いいたします。 以前、私が一般質問をしたときに、この労務単価については、いろんな工事を控えているにしろ、あまり大きな影響はないというふうに、回答をいただいていたと思います。 今説明の中で、今大幅にこの労務単価の率が上がっているということで、金額については150万程度ということで説明がありましたけれども、パーセンテージでどれくらいの上昇があったのか、そして、今後この多目的運動公園全体でですね、見通しとして、この労務単価に影響する金額がどれほど上がっていくのか、そういった見通しがあれば。 なかなかその時々状況によって、また、この上がっていくベースによって難しい面もあると思いますけれども、多目的運動公園自体たいへん大きな金額になっておりますので、今後の見通しがある程度付けばということで、回答をいただきたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 労務単価につきましては、前議会で質問されておりました内容につきましては、その当時、今後影響する部分については、労務費だけで考えれば、5%ぐらいの上昇が見込まれるんじゃないかというふうな答弁がなされたと思います。 2月1日の労務単価につきましては、全国で7.1%、福岡県で7.8%、平均です。 労務単価には、職種によっていろんな賃金体系がございますので、5%から約8%ぐらいの労務単価の割り振りがあっておりますので、それを見越して、今後公共工事費に対する影響は出てくると思いますけど、多目的運動公園の、この労務単価の上昇分というのはまだ試算をしておりませんので、今のところ資料等がございませんので、そういうところでよろしくをお願いいたします。
議 長	内堀議員
内堀議員	今回の現状において提案されたということで、見通しは全く立たないということですかね。 もう1つあるのは、その多目的公園事業についての1つについても、目標がなかなか出せないということであれば、町全体のいろんな、今あってる、計画があってる段階での工事費については、もっと分からない状況にあるというふうなことでしょうか。なかなか難しいと思いますけど。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 今回の多目的運動公園造成工事につきましては、労務単価が2月1日で、国交省が労務単価を改正して、単価改正がっております。 発注する場合に、多目的造成工事につきましては、2月1日以前に起工を起こしていただきますので、旧労務単価で設計をしております。 そして、今現在発注されているどこの部署の事業箇所についても、今の新しい世代の労務単価で設計をしておりますので、このような労務単価の上昇による請負額の変更というのは今後発生しないと思いますけれども、全体的にこの労務単価が上がったことに

	よってですね、事業費の増額と言いますか、進捗は、当然伸びてくるのではないかと 思っています。
議 長	河内議員
河内議員	別表の下から2番目ですが、擁壁設置7カ所から6カ所に減っています。 擁壁は地滑りとか、そういうのを防ぐために必要だから、最初の設計の段階で7カ 所を見込んでいたと思うんですが、6カ所になった理由を教えてください。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 造成工事に伴う擁壁箇所、7カ所あったわけですが、現地を見ていただければ分か ると思われますけれど、大きな擁壁が6カ所ございまして、1カ所の、この不用にな った擁壁というのは、場所的にはメイン駐車場と言いますか、第1駐車場に設置す る予定であった6号擁壁と申します。 高さが25cmから60cm、それから、長さが6mの小規模の擁壁でございまして、 園路を少し巻き込むような形で設置する予定でしたけれど、現場状況等により、計画 高を少し変更しまして、25cmから65cmの小さな擁壁でございましたので、現場対 応という形で、その小さな擁壁を変更で削除したということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	別のことですが、工事箇所の変更がないのは、もう上げなくていいんじゃないかと、 前回の議会の中で言ったと思うんですが、調整池築造と雨水幹線整備、全く変更して ないのにまた上がってます。これは、今後どうするのか。 それと、「ほか」とありますけれども、他には何種類ぐらいの工事が入っているん でしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 変更前と変更後の数値の移動がないものにつきましては、この表記の仕方につきま しては、9月議会において、移動がない場合は、今後表記しないように答弁しており ましたが、前回はずね、契約直後の準備段階であり、契約内容の変更をせずに、近 接工事ということで設計積算をやり直して変更しております。 だから、現場がまだ全然動いてない状況で、契約額だけを近接工事取り扱いという 形で変更いたしました。 今回は、設計図書に基づいて工事を進める中で、現場状況を検討の結果、変更が生 じ完了したものです。 前回の、今後表記しないという意味合いが少し違うと思いますので、工事概要の参 考資料としてですね、主な記載物件を記載しておりますので、その辺をご理解いた だきたいと思います。 それから、「ほか」はですね、ちょっと資料を持ち合わせませんけれど、造成工事 がメインになっておりまして、約7万㎡、切土、盛土で7万㎡の土砂を切ったり盛っ たりしておりますし、メイン配水管が177m、これにつきましても枝線という形で ですね、暗渠排水管を造成する前には、地下水の水を速やかに排除するために、暗渠 排水管を、トータル的には何百メートルも入れております。 そういう諸々の工種がたくさんありますので、主な代表なものだけを記載させてい ただいております。工種は、もう何十本という種別がありますので、代表なものだけ という形で記載させていただいています。
議 長	内堀議員
内堀議員	先ほどの、もう1回質問回数があると思うので質問しますが、 今回のベースでですね、多目的運動公園が完成するまでについての、ある程度の労

	務単価分が増えるだけの、現段階です、現段階で完成するまでの労務単価の上昇による、その人件費なりが上がるような計算も全くできていないのでしょうか。 どれぐらい、今のベースでいけば、どれぐらいは労務単価が上がる、全体的に上がりますよみたいなですね、予測も全く立てられないということになるのでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 全体設計の中では概算事業費という形で、精度を高めて今まで議会に報告しておりますけれど、実際は単年度、単年度で予算を積算して、予算要望して議会に諮り、執行させていただいております。 そういった中では、今現在では、残事業費につきましてはですね、労務単価の上昇を見込んだ部分での積算設計のトライアルと言いますか、それにはまだ着手しておりませんので、具体的な数字をまだつかんでない状況でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第14号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第14号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第15号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成26年度筑前町一般会計補正予算(第4号)について)」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 承認第15号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明いたしました提案理由のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 専決処分です。 平成26年度筑前町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成26年11月21日付、町長名でございます。 別冊の補正予算(第4号)をお願いいたします。 1ページでございます。 平成26年度筑前町一般会計補正予算(第4号)については、次に定めるところによる。 歳入歳出につきましては、第1条、歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、11,953,850千円とする。

	平成26年11月21日専決、町長名でございます。 内容につきましては、先ほど言いましたように、12月14日に執行されます衆議院選挙の経費でございます。 主なもの、消耗品などは、細かいものは明細を見ていただきたいと思います。 それから、歳入につきましては、県の委託費、それから前年度繰越しを充てております。以上でございます。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	文言の訂正になります。 6ページでございます。 歳入の一番上段の表の中で、説明のところが参議院議員ということになっておりますけれども、これは、衆議院議員ということであるかと思われますので、訂正かと思われます。
議長	財政課長
財政課長	失礼しました。訂正いたします。 衆議院議員選挙の委託費でございます。
議長	河内議員
河内議員	一般財源から1,000千円出ているんですが、一般財源の100万に当たる部分というのは、この歳出の部分のどこなんでしょうか。
議長	財政課長
財政課長	基本的には委託費で賄うんですが、備品購入ということで、投票券の読み取り機を買う予定にしております。そういうものが補助の中に入ってくるのかというところがありますもんですから、ちょっと1,000千円継ぎ足しております。以上です。
議長	矢野議員
矢野議員	今の件なんですけど、備品購入も当然委託費の対象になるんじゃないかなと思っています。ほとんどこれはすべてですね、国が実施する選挙でありまして、なぜ一般財源を使わないのかのかというふうに思っています。 こういう際に、当然不足するものについては、必要なものは買えるんじゃないかなと思っていますので、その辺のところは十分調査されて、一般財源は使わないように、できるだけお願いをしたいというふうに思っています。
議長	財政課長
財政課長	今の件につきまして、また再度詳しく調査しまして、今後間違いないようにやっていきたいと思っています。
議長	梅田議員
梅田議員	1,000万歳入として上がっているんですけども、これは、県の委託金ということですが。 期日前投票が昨日から始まっております。以前は夜須地区、三輪地区双方で期日前が行われておりましたが、1カ所に、本庁だけになっております。この予算の中で、期日前を2カ所でやるということは不可能なのかどうか。 やっぱり投票というのは民主主義の基本中の基本でございますので、より投票しやすい、そういう状況を作るのが当然じゃないかと思いますが、この予算の中では、それは不可能ということを判断されて1カ所に絞られたのか、お尋ねいたします。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 現在の予算は1カ所ということで、予算は計上させていただいております。

	この期日前投票の場所の2カ所から1カ所にしたのはですね、選挙管理委員会の中でいろいろ議論ございまして、もう既に4年前からですね、そういうことで1カ所にさせていただいておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	確かに選管の中で協議されたとは思いますが、この予算がですね、2カ所やれるだけのものであるのであれば、やはり2カ所でぜひやっていただきたいと考えますが。
議 長	総務課長
総務課長	確かにですね、有権者の方々が、少しでも便利に投票しやすいような環境を作っていくのは必要だとは思っております。 ただ、実際の問題としてですね、過去の期日前投票等の、いわゆる来られる、特に国政選挙の場合ですね、1日に1人とか2人とか、そういった日もございます。 そういった中で、2カ所の期日前投票所を設置して、朝8時半から夜8時まで開設することは、効率的にもですね、そういった効率面からでもですね、いろいろ検討なされた結果として、選挙管理委員会の中でそういう方針が決定しておりますので、その方針に基づいて、現在、執行させていただいております。
議 長	梅田議員
梅田議員	予算措置がされて、そしてその予算の中でこれが賄えるというのであればですね、効率的云々というのは当然お考えあるかもしれませんが、しかし、1人でも2人でもですね、やはり投票行動を起こされる人がおられるのであれば、それに応えるべきじゃないかというふうに私は考えておりますので、その件しっかりと受け止めていただきたいと思います。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第15号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第15号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第7～ 日程第15	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第7から日程第15までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第7 議案第44号から日程第15 議案第52号までは、議案のみの説明を行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 人権・同和対策室長

人権・同和対策室長	議案書の８ページをお願いします。 議案第４４号「訴えの提起について」 筑前町住宅新築資金等貸付金の返還請求について、次のように訴えを提起するものとする。 本日付け、町長名でございます。 - 事件名 貸付金返還請求事件 - 訴えの相手方 福岡県朝倉郡三輪町大字依井４０３番地３ 石丸孝二 - 訴えの内容 筑前町住宅新築資金等貸付金の返還金を滞納している石丸孝二に対し、未納の返還金の支払を請求するもの。 - 訴訟遂行の方針 判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。 提案理由につきましては、町長から説明があったとおりでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の９ページをお願いします。 議案第４５号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由です。 国民健康保険事業特別会計の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率の改定を行う必要がある。これが条例案を提出する理由であります。 今回の改正内容につきましては、税率の改正であります。 １０ページから１５ページが国保税条例の改正内容であり、アンダーラインの部分 が改正する税率となります。 国保税につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金の３種類がありますが、今回の改正は、その全部を見直す内容となっています。 条例改正を行う箇所は、すべて税率及び税額となっています。 条例改正案は、項目が非常に多くて読みづらくなっておりますので、別紙でお配り しております議案第４５号説明資料により説明をさせていただきます。 資料①をご覧ください。 国保税条例第４条から１０条の２までが税率を規定をしております。 第４条から６条までは、国民健康保険税のうち基礎課税額の税率を規定していま す。 第４条の所得割額１００分の６．８を１００分の７．７、第５条の均等割額２０、 ５００円を２４、０００円、第６条の平等割額２６、４００円を２５、０００円、ま た、第６条第１項第２号の特定世帯１３、２００円を１２、５００円、第３号の特定 継続世帯１９、８００円を１８、７５０円に改定しようとするものです。 次に、第７条から第８条の２までは後期高齢者支援金課税額の税率を規定していま す。 第７条の所得割額１００分の１．８を１００分の２．１、第８条の均等割額６、７ ００円を７、０００円、第８条の２の平等割額５、５００円を７、０００円、また、 第８条の２第１項第２号の特定世帯２、７５０円を３、５００円、３号の特定継続世 帯４、１２０円を５、２５０円に改定しようとするものです。 次に、第９条から第１０条の２までは介護納付金課税額の税率となります。 第９条の所得割額１００分の１．６を１００分の２．０、第１０条の均等割額８、 ６００円を９、０００円、第１０条の２の平等割額４、９００円を４、０００円に改

	定しようとするものです。 次に、第22条は国保税の減額を規定しています。均等割額と平等割額を改正することに伴い軽減額の改正も必要となるものでございます。 第22条第1項第1号は、7割軽減の額となります。現行と改正後の軽減額は、表2に記載のとおりであります。 次に、第22条第1項第2号は、5割軽減の額となります。現行と改正後の軽減額は、表3に記載のとおりです。 次に、第22条第1項第3号は、2割軽減の額となります。現行と改正後の軽減額は、表4に記載のとおりでございます。 議案書15ページをお願いいたします。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。 以上が、国保税条例改正案の内容でございます。 続きまして、国保税率改定案の内容につきまして、説明をさせていただきます。資料は、先ほどの説明資料の裏面になります。資料②ということで表示をさせていただいております。 まず、資料の説明を行う前に、税率改定の提案に至るまでの経過を少し報告をさせていただきます。 9月25日に、町長から国保委員協議会に対しまして国保税率改定についての諮問を行っております。 協議会では小委員会を含めた会議を4回開催をされ、慎重に協議をさせていただいております。10月29日に、町長に答申書を提出していただいたところでございます。 まず、答申の概要であります。平成19年度から国保会計が赤字となりまして、それ以降、赤字補填のための一般会計からの法定外繰入を毎年行い、その総額も8億円を超えている状況にあること、さらに今後も多額の赤字が見込まれることから、税率改定の諮問を行ったところでございます。 資料②の改定税率案の概要に記載しておりますとおり、今後の国保財政の単年度赤字を2億円ほど見込んでおります。この2億円を国保税だけで確保しようとする、1人当たり年間3万円近くの増税ということになってしまいます。 被保険者にこのような多額の負担増を強いることは不可能でありますので、2億円のうち、半分の1億円は一般会計からの繰入金、残りの1億円を医療費削減と国保税増税により、赤字削減を図っていくという考え方から、医療費削減額につきましては、1人当たり医療費を、県の平均にすることを目標にしまして、そのための取り組みを努力することにより、30,000千円を削減をし、70,000千円の国保税を増税させていただくことで、税率改定案の諮問を行ったところでございます。 答申書では、国保税の引き上げにつきましては慎重に行うべきであるが、国保財政の現状からしてやむを得ないものと判断をされております。 国保税を引き上げるにあたっての要望事項が4項目出されております。 1点目が、医療費削減の取り組みを推進すると同時に、一般会計からの補填により国保財政の安定化を図ること。 2点目が、国保税の引き上げについては、特に低所得者に配慮したものとすること。 3点目が、医療費適正化対策により、被保険者の負担増を抑制すること。 4点目が、国保税の収納対策に一層の努力を行うこと。以上の4点でございます。 それでは、資料2によりまして、国保税率改定案のご説明をさせていただきます。 表2から表4の中にあります全体賦課額につきましては、今年の10月末時点での被保険者の所得状況等をもとに試算をしたものであります。 表2が現行税率での試算、表3が改定税率案での試算、表4が現行税率と改定税率
--	--

	案との差額となります。 表4の全体賦課額の合計欄の約70,000千円が、税率引き上げによって増額となる国保税額ということになります。 この額を被保険者数で割った額が、1人当たり賦課額の増額分となります。年間で1人当たり賦課額が、単純平均で約9,000円の増額となる予定であります。 今回の国保税条例改正案は、被保険者の負担増となる内容でありますけど、説明しましたとおり、国保の財政状況が非常に悪化をしており、今後も国保事業の安定した運営を図っていくために必要な措置であることから、提案をさせていただくものであります。 慎重にご審議していただきますことをお願い申し上げまして、説明を終わります。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	議案第46号でございます。 「筑前町図書館条例及び筑前町めくば一る条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の提案理由のとおりでございますけれども、図書館利用者等のニーズによりまして、図書館における8月15日の休館日を、開館をするということ。それから、図書館におけます土日・祝日の開館時間、今、10時から17時でございますけれども、この部分を平日と同様、10時から19時までとさせていただきますということ。それから、コスモスプラザ内にございます筑前町図書館の名称を筑前町コスモス図書館に変更するという内容についてでございます。 17ページをお開きいただきたいというふうに思っております。 筑前町図書館条例の第2条につきましては、施設名称の変更についてでございます。 第3条につきましては、筑前町の条例上、筑前町という表記をですね、条例の案文の中から、今、外す作業をしているということで、その状況に合わせた、統一するというので、筑前町という表記を外させていただいているところでございます。 4条についても同様でございます。 5条につきましては、施設の名称の変更と8月15日の休館日を除外をする、削除をする分でございます。 それから6条につきましては、開館日の変更でございます。 続きまして、筑前町めくば一る条例の一部改正でございます。 1条、5条につきましては、先ほど言いました表記の問題で変更させていただく分でございます。 3条、6条につきましては、先ほど言いました閉館・開館時間、それから休館日の関係での条例の変更でございます。 19ページでございます。 第9条につきましては、同じように表記の関係で変更をさせていただく分でございます。 それから、別表第1につきましては、改正案の第6条により、図書館条例の中で規定をいたしますので、図書館部分について削除をするものでございます。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の21ページをお願いいたします。 議案第47号「平成26年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について」

	平成26年度筑前町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 補正予算（第5号）をお願いいたします。 1ページをお願いいたします。 筑前町補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出につきまして、それぞれ154,620千円を追加し、歳入歳出の総額を12,108,470千円とするものでございます。 債務負担行為につきましては、6ページでございます。 学校教育業務委託、それから図書館業務の委託事業について、債務負担を設定するものでございます。 7ページ、8ページにつきましては総括表です。 主なものにつきましては、基金利子の増によります基金積立金103,554千円、平成25年度事業確定に伴います補助金の返還金48,140千円でございます。 それでは歳出のほうから説明いたします。 12ページをお願いいたします。 2款総務費、1項総務管理費でございます。 基金につきましては、基金利子積立金103,554千円でございます。 企画費につきましては、ふるさと応援寄附金の増による報償費の増、それから、平和のメッセージ応募者の増によります記念品の増、それから、入館者の増によりますグッズの追加購入の費用でございます。 行政情報処理費につきましては、社会保障番号システムによりますシステムの改修の委託料でございます。 13ページをお願いします。 3款1項社会福祉費でございます。 地域支援事業返還金、それから、25年度の事業確定によります補助金の返還額が主なものでございます。 14ページをお願いいたします。 14ページ、3款2項児童福祉費です。 転入者数の増によります児童手当の増額補正です。 美和みどり保育所につきましては、入所児童の増に伴う給食材料、それから、保育教材の購入費の増額補正でございます。 4款1項保健衛生費でございますが、未熟児養育医療国庫負担金の返還金でございます。 それから、5款農林水産業費、1項農業費でございます。 農地台帳の整備が法定化されまして、それに伴います現在の農地台帳のシステムを改修するものでございます。 15ページでございます。 消防費でございます。8款消防費、1項消防費でございます。 広域消防負担金は、人件費の増に伴います補正でございます。 それから、西部分署庁舎建設設計委託は、耐震強度がありまして、建て替えではなく増改築に変わったということで、その対応のために、委託費を負担金に組み替えるものでございます。 それから、16ページ、教育費でございます。 教育費につきましては、それぞれ全体的に、要保護・準要保護児童が増加したことによる増額補正、それから、光熱水費、修繕費等の増額補正でございます。 17ページにつきましては、10款災害復旧費につきましては、8月の大雨により
--	---

	ますため池、林道、それから道路等の災害復旧費でございます。 11 款公債費につきましては、利率変更に伴います補正でございます。 続きまして、歳入の説明をいたします。 9 ページをお願いいたします。 14 款使用料及び手数料につきましては、平和記念館の使用料、入館料の7,380 千円の増額補正です。 それから、15 款国庫支出金につきましては、児童手当負担金7,903 千円、それから、社会保障番号制度システム整備補助金として4,553 千円の増額補正です。 16 款、児童手当負担金、県支出金でございますが、1,717 千円、それから、農業委員会交付金が1,740 千円の増額補正です。 17 款財産収入につきましては、基金利子103,554 千円の増額補正です。 19 款繰入金につきましては、西部分署庁の委託費の変更によるものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の22 ページをお願いいたします。 議案第48 号「平成26 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号）について」 平成26 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保会計補正予算（第2 号）をお願いいたします。 1 ページでございます。 平成26 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号） 平成26 年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正でございます。 第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,753 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,706,356 千円とするものでございます。 それでは、内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。 7 ページをお願いします。 1 款3 項1 目の運営協議会費につきましては、協議会に対しまして、国保税に関する諮問があったことによりまして、当初計画していました開催回数よりも3 回多くなったために、予算に不足を生じたものであります。 なお、2 回分につきましては、補正予算を行う時間がございませんでしたので、予備費より充用をしております。 今回の補正額につきましては、今後予定をしております1 回分でございます。報酬額3 千円の12 名分ということです。 3 款から6 款につきましては、本年度納付金が確定したものであります。 11 款につきましては、25 年度分療養給付費負担金などの確定によりまして、超過交付分を返還するものでございます。 次に、6 ページ、歳入でございますが、3 款1 項1 目の療養給付費負担金につきましては、歳出補正予算の財源として増額をしたものであります。 4 款の療養給付交付金は、25 年度分確定により、その不足分が交付をされるものであります。 以上で、説明を終わります。

議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の２３ページをお願いします。 議案第４９号「平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について」 平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）をお願いします。 １ページでございます。 平成２６年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正でございます。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，８０９千円とするものでございます。 内容につきましては、事項別明細で説明をいたします。 ７ページをお願いします。 歳出でございます。 １款１項１目一般管理費、１３節、補正額３２３千円で、内訳として、民事調停に係る弁護士委託料と貸付金償還システムの改修委託料でございます。 ２目財政調整基金費、２５節積立金の補正２１６千円は、利子積立金でございます。 ３款予備費、補正額１，９４１千円でございます。 続きまして、６ページをお願いします。 歳入でございます。 ２款１項１目利子及び配当金、補正額２１６千円は、財政調整基金の利子でございます。４款１項１目、１節繰越金、補正額２，２６４千円は、前年度繰越金でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の２４ページをお願いします。 議案第５０号「平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について」 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算書をお願いします。 １ページをお開き願います。 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号） 平成２６年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４４４千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６９，６４２千円とする。 ７ページをお願いします。 事項別明細書で説明をいたします。 まず、歳出でございます。 １款１項１目農業集落排水施設管理費、２７６千円の増です。

	内訳につきましては、職員手当等 276 千円の増となっております。これは、時間外勤務手当が見込みより増えるためでございます。 同じく 2 目基金費 168 千円の増でございます。これは、基金利子が増えたことにより、基金利子積立金を増額するものでございます。 6 ページをお願いします。 歳入でございます。 3 款 1 項 1 目利子及び配当金、168 千円の増です。基金利子が増えたため増額するものでございます。 5 款 1 項 1 目繰越金、276 千円の増です。前年度決算により繰越金が確定したため増額するものでございます。 以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。 続きまして、議案書の 25 ページをお願いします。 議案第 51 号「平成 26 年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 平成 26 年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の補正予算書をお願いします。 1 ページをお願いします。 平成 26 年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） 平成 26 年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 956 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,213,002 千円とする。 8 ページをお願いします。 事項別明細書で説明をいたします。 まず、歳出でございます。 1 款 1 項 1 目公共下水道施設管理費、305 千円の増です。 内訳につきましては、時間外勤務手当が見込みより増えるため増額するものです。 2 目基金費、536 千円の増です。これは、基金利子が増えたため積立金を増額するものです。 2 款 1 項 1 目公共下水道施設管理費、115 千円の増です。これも時間外勤務手当が当初見込みより増となるため、増額するものでございます。 3 款 1 項 1 目元金、予算の補正はありませんが、起債償還金の元金について、689 千円を特定財源から一般財源に組み替えておるものでございます。 次に、7 ページをお願いします。 歳入でございます。 3 款 1 項 1 目公共下水道事業費補助金、8,540 千円の減となっております。これは、社会資本整備総合交付金の国からの配分額に伴い減額するものでございます。 5 款 1 項 1 目利子及び配当金、536 千円の増です。これは、基金利子の増額によるものでございます。 6 款 1 項 1 目一般会計繰入金、689 千円の減です。これは、公債費等繰入金につきまして、一般会計繰入金から一般財源であります繰越金から充てるものでございます。 7 款 1 項 1 目繰越金、1,149 千円の増です。前年度決算により増額するものでございます。
--	---

	9款1項1目公共下水道債、8,500千円の増です。これは、歳出の15節請負工事費のうち、社会資本整備総合交付金が国の配分額により、当初見込みより減ったため、単独工事分が当初より増えたためでございます。 以上で、説明を終わります。 続きまして、議案書の26ページをお願いします。 議案第52号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名です。 別冊の水道事業会計補正予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号） 第1条、平成26年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成26年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。 収入の1款、資本的収入第5項、他会計負担金500千円を増額補正し、358,773千円とするものです。 なお、支出のほうの補正はございません。 補正の内容について、説明いたします。 6ページの次の、別冊補正予算（第2号）付属書類をお願いします。 9ページでございます。 今回の補正は、資本的収入及び支出の収入の分でございます。 1款資本的収入、5項5目の他会計負担金の補正は、一木及び森山地区の消火栓が2基増えたことによる増額補正でございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。
議長	議案の説明が終わりました。
散会	
議長	以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れさまでございました。 （11：19）